

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 2 8 日

戸沢村長 渡部 秀勝



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
10 地区
2. 人・農地プランを作成又は更新（決定）した年月日
令和 4 年 3 月 2 8 日
3. 地区内の耕作面積等
別紙のとおり
4. 70 歳以上の農業者等の耕作面積及び後継者の状況
別紙のとおり
5. 対象地区の課題
別紙のとおり
6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
別紙のとおり
7. 6 の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針
別紙のとおり